

議案第53号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市体育施設設置条例の一部を改正する条例

備前市体育施設設置条例(平成17年備前市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号(体育館使用料)の表中「2,715円」を「2,765円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「210円」を「220円」に改め、同号(運動場使用料)の表中「1,357円」を「1,382円」に、「670円」を「690円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「2,870円」を「2,920円」に、「820円」を「830円」に改め、別表第2第2号(体育館使用料)営利又は宣伝を目的としない場合の施設使用料の表昼間の欄中「1,020円」を「1,040円」に、「520円」を「530円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「5,240円」を「5,340円」に、「460円」を「470円」に、「220円」を「230円」に、「580円」を「590円」に、「280円」を「290円」に改め、同表夜間の欄中「1,330円」を「1,360円」に、「700円」を「720円」に、「14,390円」を「14,660円」に、「7,090円」を「7,220円」に、「580円」を「590円」に、「280円」を「290円」に、「770円」を「780円」に改め、同表全日の欄中「950円」を「970円」に、「470円」を「480円」に、「9,560円」を「9,740円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「460円」を「470円」に、「220円」を「230円」に、「580円」を「590円」に、「280円」を「290円」に改め、同表に次のように加える。

トレーニングルーム	個人使用	1回につき	250円
	回数券使用	10回の使用料金で11回の使用	

別表第2第2号(体育館使用料)営利又は宣伝を目的としない場合の附帯設備及び備品使用料の表中「650円」を「670円」に改め、同号(体育館使用料)営利又は宣伝を目的とする場合の施設使用料の表中「11,275円」を「11,484円」に、「15,163円」を「15,444円」に、「10,108円」を「10,296円」に、「5,572円」を「5,676円」に、「7,516円」を「7,656円」に、「5,054円」を「5,148円」に改め、同号(体育館使用料)営利又は宣伝を目的とする場合の附帯設備及び備品使用料の表中「699円」を「712円」に、「25円」を「26円」に、「61円」を「62円」に改め、同号(スポーツ広場使用料)の表中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「600円」を「620円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「12,960円」を「13,200円」に改め、同号(アーチェリー場)の表中「3,888円」を「3,960円」に、「1,944円」を「1,980円」に改め、別表第2第3号の表中「270円」を「280円」に、「210円」を「220円」に、「2,490円」を「2,540円」に、「3,730円」を「3,800円」に、「1,880円」を「1,910円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「1,010円」を「1,030円」に改め、別表第2第4号の表中「630円」を「640円」に、「3,150円」を「3,200円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「610円」を「620円」に改め、別表第2第5号(体育館使用料)の表中「340円」を「350円」に、「470円」を「480円」に、「310円」を「320円」に、「220円」を「230円」に、「3,490円」を「3,560円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「3,180円」を「3,240円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「250円」を「260円」に、「210円」を「220円」に、「3,758円」を「3,828円」に、「5,054円」を「5,148円」に、「3,369円」を「3,432円」に、「1,814円」を「1,848円」に、「2,462円」を「2,508円」に、「1,684円」を「1,716円」に、「232円」を「236円」に、「25円」を「26円」に、「64円」を「66円」に、「129円」を「132円」に改め、同号(武道場使用料)の表中「240円」を「250円」に、「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「3,573円」を「3,639円」に、「2,332円」を「2,376円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「1,684円」を「1,716円」に、「1,166円」を「1,188円」に改め、同号(グラウンド使用料)の表中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「54円」を「55円」に改め、同号(艇庫舟艇使用料)の表中「240円」を「250円」に、「490円」を「500円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「3,888円」を「3,960円」に、「1,944円」を「1,980円」に、「5,184円」を「5,280円」に改め、別表第2第6号の表中「240円」を「250円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「1,296円」を「1,320円」に、「219円」を「223円」に、「449円」を「457円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。